

四半期報告書

(第90期第1四半期)

自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日



新電元工業株式會社

(E01887)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	4
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9

2 役員の状況	9
---------------	---

第4 経理の状況 10

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益及び包括利益計算書	13

2 その他	19
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月9日
【四半期会計期間】	第90期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	新電元工業株式会社
【英訳名】	Shindengen Electric Manufacturing Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 雅人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)3279-4431（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室企画部長 千葉 昌治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【電話番号】	(03)3279-4431（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画室企画部長 千葉 昌治
【縦覧に供する場所】	新電元工業株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市中央区南船場二丁目3番2号） 新電元工業株式会社 名古屋支店 （愛知県名古屋市中区錦一丁目19番24号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第1四半期 連結累計期間	第90期 第1四半期 連結累計期間	第89期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	20,996	20,699	82,561
経常利益 (百万円)	1,511	51	3,699
四半期（当期）純利益 (百万円)	1,176	90	1,502
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,306	△221	1,139
純資産額 (百万円)	36,583	33,652	34,541
総資産額 (百万円)	105,492	110,392	111,920
1株当たり四半期（当期） 純利益金額 (円)	10.99	0.67	13.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.2	30.5	30.9

（注） 1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社19社、非連結子会社1社、関連会社2社により構成されており、半導体製品、電装製品、電源製品などの製造、販売を主たる業務としております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、非連結子会社であったシンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッドおよび新電元（上海）電器有限公司を連結の範囲に含めております。

当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

デバイス事業……………連結子会社である㈱秋田新電元、㈱東根新電元、ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド、シンデンゲン・フィリピン・コーポレーションが製造しております。

モジュール事業……………連結子会社である㈱岡部新電元、新電元スリーイー㈱、ピーティー・シンデンゲン・インドネシア、広州新電元電器有限公司、シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド、シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッドおよび関連会社であるナピーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッドが製造しております。

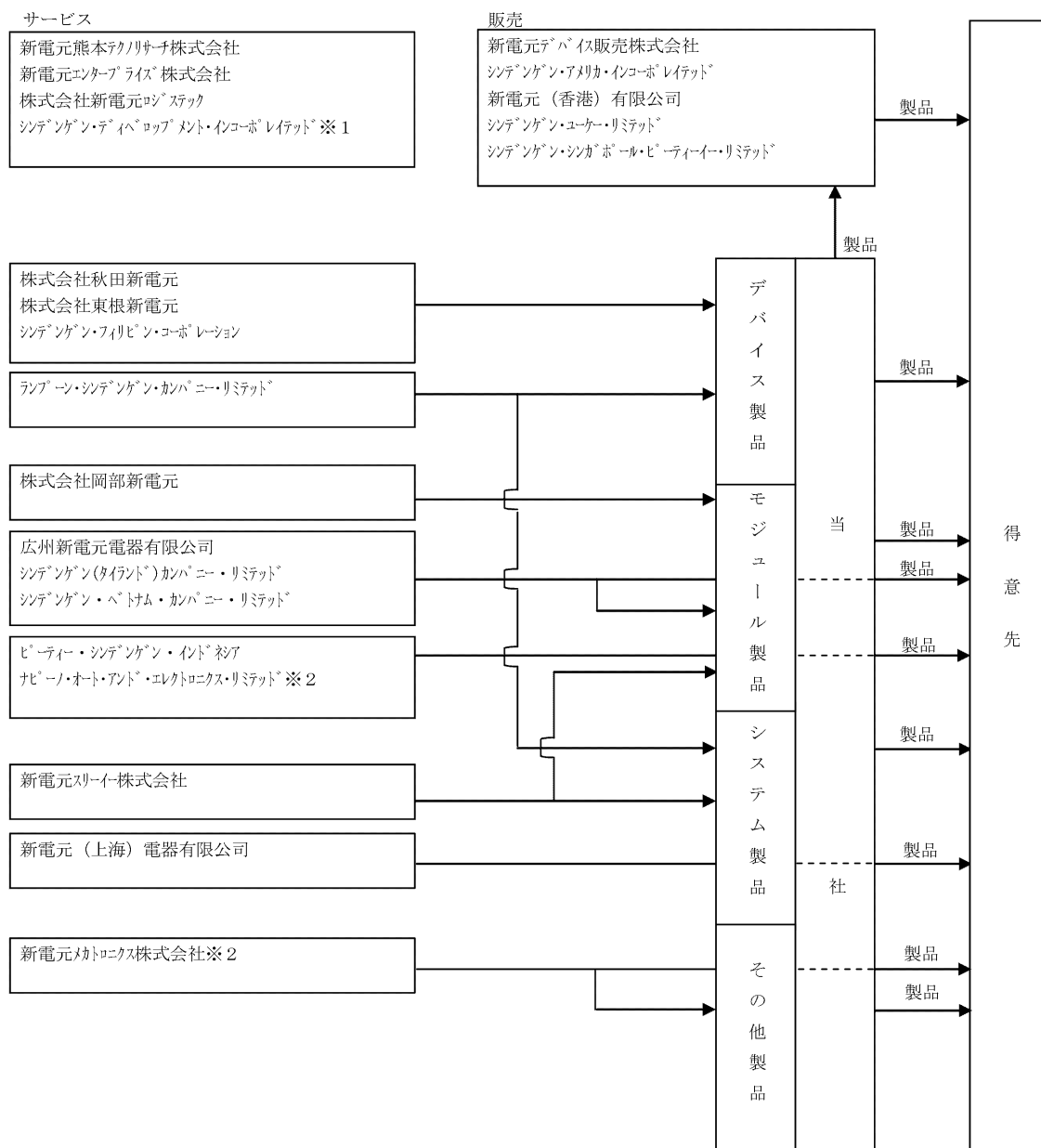
システム事業……………連結子会社である新電元スリーイー㈱、ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッドが製造しております。

その他……………関連会社である新電元メカトロニクス㈱が製造しております。

販売については全部門とも当社が一括仕入れ、当社のほか連結子会社である新電元デバイス販売㈱、シンデンゲン・アメリカ・インコーポレイテッド、新電元（香港）有限公司、シンデンゲン・ユーケー・リミテッド、シンデンゲン・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドを通じて販売しております。

なお、連結子会社であるピーティー・シンデンゲン・インドネシア、広州新電元電器有限公司、シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド、シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド、新電元（上海）電器有限公司および関連会社である新電元メカトロニクス㈱、ナピーノ・オート・アンド・エレクトロニクス・リミテッドにおいては製品の全部または一部を直接販売しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



上記は連結子会社(※1, ※2を除く)

※1 非連結子会社

※2 持分法適用の関連会社

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要やエコカー補助金の効果などにより、緩やかに回復傾向を辿りました。一方で、欧州の財政問題を背景とした円高や株価の低迷に加え、新興国の成長鈍化が鮮明になるなど、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く環境は、自動車市場や二輪車市場などモビリティ分野は概ね堅調だった一方で、家電市場や産業機器市場は世界的な景気低迷を反映し、電子部品需要が低調に推移いたしました。

このようななか、当第1四半期連結累計期間の売上高は206億99百万円（前年同期比1.4%減）となりました。利益面においては、減収やタイの洪水の影響もあり営業利益は2億55百万円（前年同期比86.1%減）、経常利益は51百万円（前年同期比96.6%減）、四半期純利益は90百万円（前年同期比92.3%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、セグメント間の取引については相殺消去して記載しております。

①デバイス事業

デバイス事業の売上高は73億83百万円（前年同期比13.9%減）、営業利益は7億36百万円（前年同期比56.5%減）となりました。

自動車市場においては、震災やタイの洪水からの回復に加え、エコカー補助金など購入支援策も追い風となり小型面実装ダイオードなどを中心に堅調に推移いたしました。しかしながら、産業機器市場や家電市場では、景気悪化による需要低迷により、整流ダイオードやパワーICなどが弱含んだほか、前期は震災後、顧客側の部材確保により実需以上の受注水準となっていた面もあったことから、前年同期に比べ、売上高、利益とも減少いたしました。

②モジュール事業

モジュール事業の売上高は105億10百万円（前年同期比13.8%増）、営業利益は3億31百万円（前年同期比52.3%減）となりました。

アジアにおける二輪車需要は、地域によって足元で調整局面を迎えているものの、主力のレギュレータなどが堅調に推移いたしました。また、汎用エンジン市場においても夏場の電力不足への対策として発電機用インバータの需要が高まったほか、7月からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度を睨み、太陽光発電用パワーコンディショナの引き合いが増えはじめ、増収となりました。一方、利益面においてはタイの洪水やアジア通貨安の影響などが響き、減益となりました。

③システム事業

システム事業の売上高は20億41百万円（前年同期比3.9%減）、営業損益は1億30百万円の損失（前年同期は98百万円の損失）となりました。

国内通信市場においては、スマートフォンの拡大などによる通信回線網の増強により整流装置需要が増加した一方で、情報市場では、ストレージ装置用電源が引続き厳しい価格競争を強いられたことから、売上高、利益とも減少いたしました。

④その他

連結子会社であった新電元メカトロニクス(株)の株式を前期に一部譲渡し、連結の範囲から外れたことなどにより、売上高は7億64百万円（前年同期比28.1%減）、営業利益は8百万円（前年同期比93.2%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は1,103億92百万円（前期末比15億28百万円減）となりました。これは、主に受取手形及び売掛金などの短期債権が減少したことなどによるものであります。

また、負債は767億39百万円（前期末比6億39百万円減）となりました。これは、主に長期借入金が増加したことなどによるものであります。

純資産は336億52百万円（前期末比8億88百万円減）となり、自己資本比率は30.5%となりました。

以上の結果、1株当たり純資産は314円21銭となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを未然に防止すべく、平成19年6月より「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入し、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会にて、内容を一部変更した上で継続のご承認をいただいております。

当該防衛策の主旨について、当社取締役会としては、(i) 当該買収防衛策が、株主が適切な判断を行うために、株主に対し大量買付を行おうとする者と当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供されることを目的としており、最終的に株主の自由な意思を尊重する当社の基本方針に沿うものであること、(ii) 当該買収防衛策が、当社株主総会で承認され、またその後の変更または廃止についても株主総会の決議に従うこととされており、当社の株主意思を尊重し株主共同の利益を損なうものでないこと、(iii) 当該買収防衛策が、いわゆるデッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではなく、発動にあたっては予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているとともに、大量買付を行おうとする者の行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの検討および判断が必要な場合は、当社から独立した第三者（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることにより、当社取締役会による判断の公正さ・客観性をより強く担保する仕組みとしていることから、当会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10億66百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	310,000,000
A種優先株式	50,000,000
B種優先株式	50,000,000
計	310,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式は、それぞれ普通株式310,000,000株、A種優先株式50,000,000株、B種優先株式50,000,000株であり、合計では410,000,000株となりますが、発行可能株式総数は、310,000,000株とする旨定款に規定しております。なお、発行可能種類株式の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておられません。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成24年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成24年8月9日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	103,388,848	103,388,848	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は1,000株 であります。
A種優先株式	5,681,000	5,681,000	非上場	単元株式数は1,000株 であります。（注）
計	109,069,848	109,069,848	—	—

(注) A種優先株式の内容は次の通りであります。

(1) A種優先配当金

① A種優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、7%（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して次項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成22年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、7%を乗じて得られる額に、平成21年10月29日（同日を含む。）より平成22年3月31日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

② 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、「A種優先累積未払配当金」という。）を、当該翌事業年度以降、A種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。

③ 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロも

しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) A種優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）およびA種優先累積未払配当金相当額を合計した額の金銭を支払う。

② 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額の全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額の全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額の全部（A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成23年10月29日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）にA種優先累積未払配当金相当額および下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。

上記においてA種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額とは、取得日において、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して算出した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、取得日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(6) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(7) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	—	109,069	—	17,823	—	6,031

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	A種優先株式 5,680,000	—	(注) 1
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 332,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式（その他）	普通株式 102,601,000	102,601	同上 (注) 2
単元未満株式	普通株式 455,848 A種優先株式 1,000	—	—
発行済株式総数	109,069,848	—	—
総株主の議決権	—	102,601	—

(注) 1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株（議決権1個）含まれております。

②【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) 新電元工業株式会社	東京都千代田区 大手町2-2-1	普通株式 332,000	—	普通株式 332,000	0.30
計	—	普通株式 332,000	—	普通株式 332,000	0.30

(注) 1. 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が1,000株（議決権1個）あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式に含めております。

2. 当第1四半期会計期間末の自己名義所有株式数は、332,000株であります。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成24年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,501	35,615
受取手形及び売掛金	20,549	19,750
商品及び製品	4,754	5,642
仕掛品	3,320	3,462
原材料及び貯蔵品	9,150	8,743
繰延税金資産	280	180
その他	3,117	2,041
貸倒引当金	△24	△24
流動資産合計	76,649	75,413
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,766	8,256
機械装置及び運搬具（純額）	5,656	6,714
土地	4,824	4,836
その他（純額）	2,746	2,917
有形固定資産合計	20,993	22,725
無形固定資産		
ソフトウェア	510	545
その他	190	286
無形固定資産合計	700	831
投資その他の資産		
投資有価証券	10,667	9,558
繰延税金資産	1,303	1,334
その他	1,655	577
貸倒引当金	△49	△49
投資その他の資産合計	13,577	11,421
固定資産合計	35,271	34,978
資産合計	111,920	110,392

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成24年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,902	17,320
短期借入金	4,787	4,978
1年内償還予定の社債	5,400	5,400
繰延税金負債	3	3
賞与引当金	716	—
その他	4,549	6,676
流動負債合計	33,360	34,378
固定負債		
社債	6,600	6,500
長期借入金	26,458	25,030
退職給付引当金	9,152	9,486
役員退職慰労引当金	5	5
資産除去債務	144	146
繰延税金負債	428	75
その他	1,230	1,115
固定負債合計	44,019	42,360
負債合計	77,379	76,739
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,823	17,823
資本剰余金	9,009	9,009
利益剰余金	9,182	8,733
自己株式	△112	△112
株主資本合計	35,902	35,453
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	713	30
為替換算調整勘定	△2,074	△1,831
その他の包括利益累計額合計	△1,361	△1,801
純資産合計	34,541	33,652
負債純資産合計	111,920	110,392

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
売上高	20,996	20,699
売上原価	16,639	17,719
売上総利益	4,356	2,979
販売費及び一般管理費	2,523	2,724
営業利益	1,833	255
営業外収益		
受取利息	15	25
受取配当金	65	65
受取ロイヤリティー	73	74
持分法による投資利益	56	62
その他	42	118
営業外収益合計	253	347
営業外費用		
支払利息	191	201
為替差損	154	145
退職給付会計基準変更時差異の処理額	154	154
その他	75	48
営業外費用合計	575	551
経常利益	1,511	51
特別損失		
投資有価証券評価損	15	19
減損損失	—	4
特別損失合計	15	24
税金等調整前四半期純利益	1,495	27
法人税、住民税及び事業税	198	110
法人税等還付税額	—	△244
法人税等調整額	96	70
法人税等合計	295	△63
少数株主損益調整前四半期純利益	1,200	90
少数株主利益	23	—
四半期純利益	1,176	90
少数株主利益	23	—
少数株主損益調整前四半期純利益	1,200	90
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△79	△682
為替換算調整勘定	206	482
持分法適用会社に対する持分相当額	△21	△112
その他の包括利益合計	106	△312
四半期包括利益	1,306	△221
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,282	△221
少数株主に係る四半期包括利益	23	—

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

(1) 連結の範囲の重要な変更

シンデングエン・ベトナム・カンパニー・リミテッド及び新電元（上海）電器有限公司は、前連結会計年度までは非連結子会社でありましたが、連結財務諸表に及ぼす影響が重要となったため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(2) 変更後の連結子会社の数

19社

【会計方針の変更】

当第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結財務諸表提出会社は、次の相手先の借入に対し支払保証を行っております。

前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)	
従業員住宅資金借入口	153百万円	従業員住宅資金借入口	150百万円
計	153	計	150

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	1,012百万円	959百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	257	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年6月29日 定時株主総会	A種優先株式	174	15.40	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間末の末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	360	3.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年6月28日 定時株主総会	A種優先株式	87	15.40	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間末の末日後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注) 3
	デバイス 事業	モジュール 事業	システム 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	8,572	9,235	2,125	19,933	1,063	20,996	—	20,996
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,059	15	—	1,074	—	1,074	△1,074	—
計	9,631	9,250	2,125	21,007	1,063	22,070	△1,074	20,996
セグメント利益又は 損失(△)	1,693	695	△98	2,289	118	2,407	△574	1,833

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソレノイド事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△574百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益及び包 括利益計算 書計上額 (注) 3
	デバイス 事業	モジュール 事業	システム 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	7,383	10,510	2,041	19,935	764	20,699	—	20,699
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,047	15	—	1,062	—	1,062	△1,062	—
計	8,430	10,525	2,041	20,997	764	21,761	△1,062	20,699
セグメント利益又は 損失（△）	736	331	△130	937	8	945	△690	255

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソレノイド事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△690百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	10円99銭	0円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,176	90
普通株主に帰属しない金額(百万円)	43	21
(うちA種優先配当金)	(43)	(21)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,132	68
普通株式の期中平均株式数(千株)	103,062	103,056

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月8日

新電元工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

江口 潤

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

唐澤 正幸

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新電元工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新電元工業株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。